

歯周病

定期的に歯周病検診を受けましょう

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

歯の定期検診は受けていますか。歯周病をそのままにしておくと歯がぐらつき痛くて噛めなくなり、最後は歯が抜けてしまいます。食生活や社会生活などに支障を来し、全身の健康にも大きな影響を及ぼします。

町では、歯周病予防を目的に指定医療機関で歯周病検診を実施しています。対象者となる人は、ぜひこの機会に歯周病検診を受け、お口の中から健康づくりに取り組みましょう。

●対象者
今年度に満40歳・50歳・60歳・70歳になる人(対象者に6月上旬に個別で通知を送付しています)
ただし、受診当日に住民票が町にない人は対象外です。

●期限 10月31日(土)

●自己負担額 1,000円

●受診に必要なもの
・歯周病検診票(個別通知の中に同封しています)
・保険証(治療などを行う場合は必要になることがあります)

●内容
お口の健康チェック、歯肉の検査、ブラッシング相談、結果説明など

●指定医療機関
個別通知や町のホームページをご確認いただくか、役場健康保険課健康推進係までお問い合わせください。

ピロリ菌

「ピロリ菌抗体検査」の費用を助成します

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

指定医療機関一覧

医療機関	所在地	連絡先
あらいクリニック	錦野394	096(293)2358
阿梨花病院大津	室261-9	096(293)5000
熊本セントラル病院(健診センター)	室955	096(293)0555
光進会クリニック	室1724-1	096(294)8888
しばた内科クリニック	室55	096(293)2050
さとう医院	室377-1	096(293)2550
竹田津医院	室156	096(293)2521
たしろクリニック	大津1212-27	096(340)3220
樽美外科整形外科医院	大津1177	096(293)2100
のぞわ医院	引水578-2	096(293)8000
はなぶさクリニック	引水196-19	096(282)8555
ふくだ医院	大津1210-5	096(293)2771
宮本内科医院	室539-10	096(293)1700

ピロリ菌とは、胃の粘膜に住みつくと細菌です。胃炎を引き起こし、胃潰瘍や胃がんの原因となることがあります。ピロリ菌に感染しても、多くの場合は症状がありません。

町では、ピロリ菌の感染の有無を調べる検査費用の一部を助成します。この検査はピロリ菌感染がある人が除菌治療を受けることで、将来胃がんにかかるリスクを減らすことを目的としており、「胃がん」そのものを見つける検査ではありません。

※検査後の除菌治療の費用の助成はありません。

●自己負担額 1,000円

●期限 11月30日(月)

●対象者 40歳以上(年度末年齢)で町に住民票がある人

●次の人は対象になりません
・明らかな上部消化器症状があり、胃または十二指腸の疾患が強く疑われる人もしくは治療中の人
・胃または十二指腸の手術歴がある人
・過去にピロリ菌を除菌もしくは検査をしたことがある人

●検査の流れ
①町子育て・健診センター窓口申請書提出(印鑑持参)
②指定医療機関を予約する(血液検査または尿検査を選択)
③医療機関で検査を受ける。後日、結果通知を受け取る。

税

令和2年度国民健康保険税の納付書送付と制度改正

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

6月中旬に国民健康保険税の納付書を郵送します

年間保険税額を6月から令和3年1月までの8期に分けた納税通知書を、6月中旬に郵送します。

また、年金から保険税が天引きされている人については、10月以降の決定金額を記載した通知を発送します。納税通知書にはその世帯の国民健康保険加入者の氏名が記載されています。勤務先の社会保険などに加入している人が記載されている場合は、国民健康保険からの脱退の届出をしていない可能性があります。必ず確認をお願いします。

なお、年間の税額決定後に同じ世帯の国民健康保険の加入者に異動(社会保険への加入や転出など)があった場合は、変更後の納付書を後日送付します。

※納税通知書には納期ごとに納入期限が定められていますので、納期までの保険税納付にご協力をお願いします。

※全国のコンビニエンスストアでも納付できます。

今回の改正点

●保険税負担軽減の対象となる人の範囲が拡大します

国の定める所得基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額を軽減する制度があります。

※均等割額……被保険者一人一人にかかる金額
※平等割額……1世帯ごとにかかる金額

軽減については3つの区分(7割軽減・5割軽減・2割軽減)に判定されますが、令和2年度から2割軽減および5割軽減の所得基準が見直され、軽減の対象となる人の範囲が拡大されます。

ただし、所得の申告がない場合は、基準を下回るかどうかの判断ができないため、軽減対象となりません。令和元年分の申告をお忘れの方は税務課で住民税申告を行ってください。所得税が課税される場合は菊池税務署で所得税申告をお願いします。

保険税軽減基準額

区分	判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額	
	令和2年度(見直し後)	令和元年度
7割軽減	33万円以下の世帯	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(被保険者数×28.5万円)以下の世帯	33万円+(被保険者数×28万円)以下の世帯
2割軽減	33万円+(被保険者数×52万円)以下の世帯	33万円+(被保険者数×51万円)以下の世帯

●国民健康保険税の課税限度額引き上げ

国民健康保険税は課税の上限が設定されており、これを課税限度額といいます。令和2年度は医療給付費分を3万円引き上げます。

医療保険課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	合計
63万円	19万円	17万円	99万円

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収があった人への減免制度は6頁をご覧ください。